平成２８年（フ）第４６号
青森県むつ市上川町１番19号
破産者　工藤　信彦
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
秋田県能代市扇田字道地133番地９
破産者　金谷　麻里
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第３１号
秋田県湯沢市下院内字新馬場156番地
破産者　京野　　昭
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２９７号
横浜市磯子区洋光台６丁目35番37号
破産者　西明　　實
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目16番14号
破産者　小田　素久
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７８６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目16番14号
破産者　小田傳四郎
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７４号
横浜市保土ケ谷区上菅田町850番地７
破産者　倉田　克士（旧姓西原）
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１８号
横浜市緑区三保町1560番地５
破産者　桝本　政弘
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９１９号
横浜市緑区十日市場町1689番地４　川口アパート102号
破産者　桝本かおる
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４４号
神奈川県藤沢市善行団地３番20―504号
破産者　小泉　正将（旧姓齋藤）
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４５号
神奈川県藤沢市善行団地３番20―504号
破産者　小泉　晴代（旧姓高野）
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１６６号
神奈川県大和市深見3552番地　エトワール203
破産者　長谷川　進
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１６７号
神奈川県大和市深見3552番地　エトワール203
破産者　長谷川弋子
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４０号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目19番地１　メゾンドヴェールⅠ　203号
破産者　山田寅行こと　李　　寅行
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
石川県能美市緑が丘１丁目122番地
破産者　辻　　和彦
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第４２１号
京都府城陽市平川広田15番地の１　雇用促進住宅城陽宿舎２棟202号室
破産者　松田小百合
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
奈良市法蓮町613番地の１
破産者　ヴァン・ルージュこと　高橋　　透
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６０号
岡山県倉敷市白楽町517番地、前住所岡山県倉敷市児島味野６丁目５番８号
破産者　**西**原　**邦**夫
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
岡山県倉敷市中庄3582番地12　ニューライフ中庄201
破産者　内田　雅大
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係